資料６【居宅介護支援・介護予防支援】

令和８年度　弘前市介護サービス事業者等集団指導

【居宅介護支援・介護予防支援】

令和８年５月

弘前市福祉部福祉総務課指導監査係
介護福祉課介護事業係

3 令和７年度運営指導における主な指摘事項

主な指摘事項について

（１）虐待の防止
（２）業務継続計画
（３）衛生管理等（感染症の予防及びまん延の防止のための対策）
（４）① 居宅介護支援（介護予防支援）の具体的取扱方針
　　（ｉ）医療サービスを居宅（介護予防）サービス計画に位置付ける場合の、医師等からの意見聴取と居宅（介護予防）サービス計画の交付
　　（ii）個別サービス計画書の提出依頼
　② 介護予防支援の具体的取扱方針【介護予防支援】
　③ 居宅介護支援の具体的取扱方針【居宅介護支援】
　　居宅介護支援の業務が適切に行われない場合（運営基準減算）【居宅介護支援】
（５）同一建物減算【居宅介護支援】

主な指摘事項について

（１）虐待の防止

（２）業務継続計画

（３）衛生管理等（感染症の予防及びまん延の防止のための対策）

資料３を確認のこと

主な指摘事項について

（４）①居宅介護支援（介護予防支援）の具体的取扱方針

（ｉ）医療サービスを居宅（介護予防）サービス計画に位置付ける場合の、医師等からの意見聴取と居宅（介護予防）サービス計画の交付

- 日時
- 場所
- 医師等の氏名
- 意見聴取の内容

主な指摘事項について

（４）①居宅介護支援（介護予防支援）の具体的取扱方針

（ⅱ）個別サービス計画書の提出を求めること

提出を求めることにより、居宅サービス計画と個別サービス計画の連動性や整合性について、確認していることがわかるようにすること。

＊有効とされている手法
・サービス担当者会議の前に居宅サービス計画または介護予防サービス計画を担当者に提供
・サービス担当者会議に個別サービス計画案の提出を依頼
・サービス担当者会議において情報の共有や調整を図ること

主な指摘事項について

（４）② 介護予防支援の具体的取扱方針

【介護予防支援】

主な指摘事項

- アセスメント（居宅の訪問による利用者及び家族への面接）
- サービス担当者会議等による意見聴取
- 介護予防サービス計画の利用者及び担当者への交付

3 令和７年度運営指導における主な指摘事項

主な指摘事項について

（４）③ 居宅介護支援の具体的取扱方針【居宅介護支援】
居宅介護支援の業務が適切に行われない場合（運営基準減算）【居宅介護支援】

項目	内容	大臣基準告示(厚生労働省告示第95号) ＊運営基準(厚生省令第38号)に適合していない場合	解釈通知(老企第22号)	留意事項(老企第36号)
内容及び手続の説明及び同意	●利用者が複数の事業所紹介を求めることができることの説明	第4条第2項	第2の3(2)	第3の6(1)
アセスメント	●居宅訪問 ●利用者及び家族と面接	第13条第7号	第2の3(8)⑧	第3の6(2)①
サービス担当者会議等による意見聴取	●利用者 ●家族 ●担当者 ●要介護更新認定時 ●要介護状態区分変更時	第13条第7号 第13条第15号	第2の3(8)⑩ 第2の3(8)⑯	第3の6(2)② 第3の6(3)①②③
居宅サービス計画	●説明 ●同意 ●利用者交付 ●担当者交付	第13条第10号 第13条第11号	第2の3(8)⑪ 第2の3(8)⑫	第3の6(2)③
モニタリング	●月1回居宅訪問 ●利用者と面接 ●モニタリング結果の記録	第13条第14号	第2の3(8)⑮	第3の6(4)①②

主な指摘事項について

（５）【居宅介護支援】同一建物減算

・同一建物減算

①同一敷地内建物等に該当

●居宅介護支援事業所の建物と
- 同一の建物
- 同一の敷地内
- 隣接する敷地内の建物

②同一の建物に20人以上居住する建物に該当（同一敷地内建物等を除く）

●居宅介護支援事業所における１月当たりの利用者が、同一の建物に20人以上居住

介護職員等処遇改善加算について

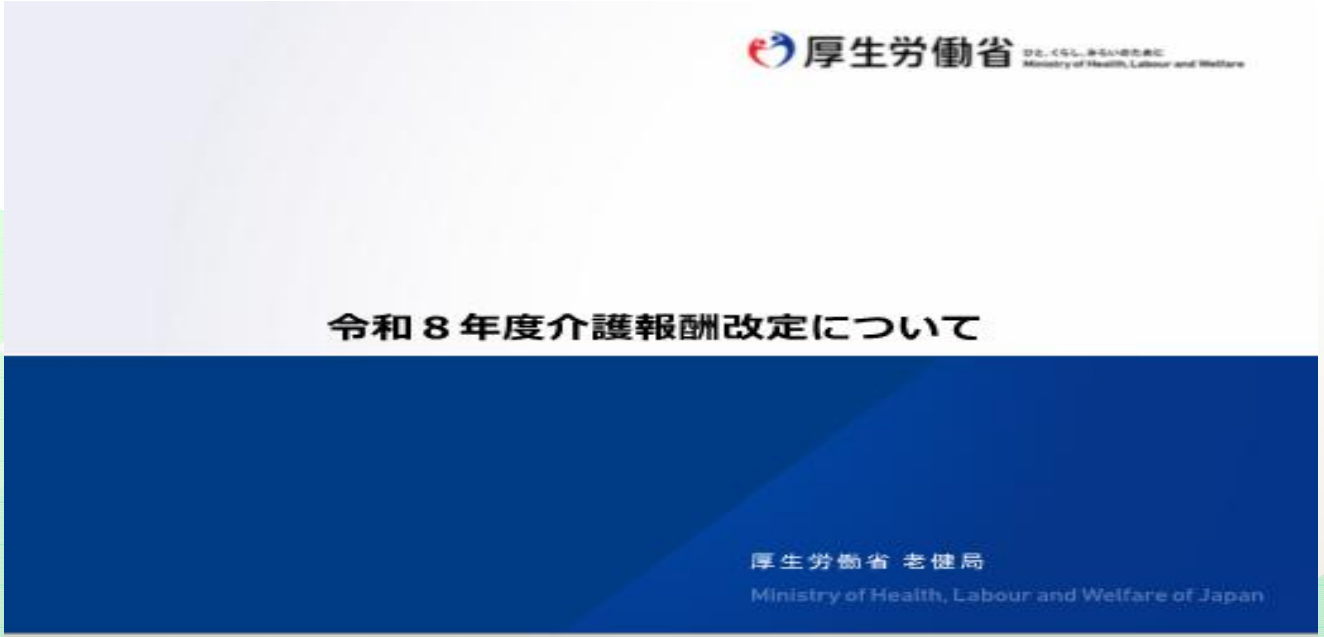

介護職員等処遇改善加算の拡充①

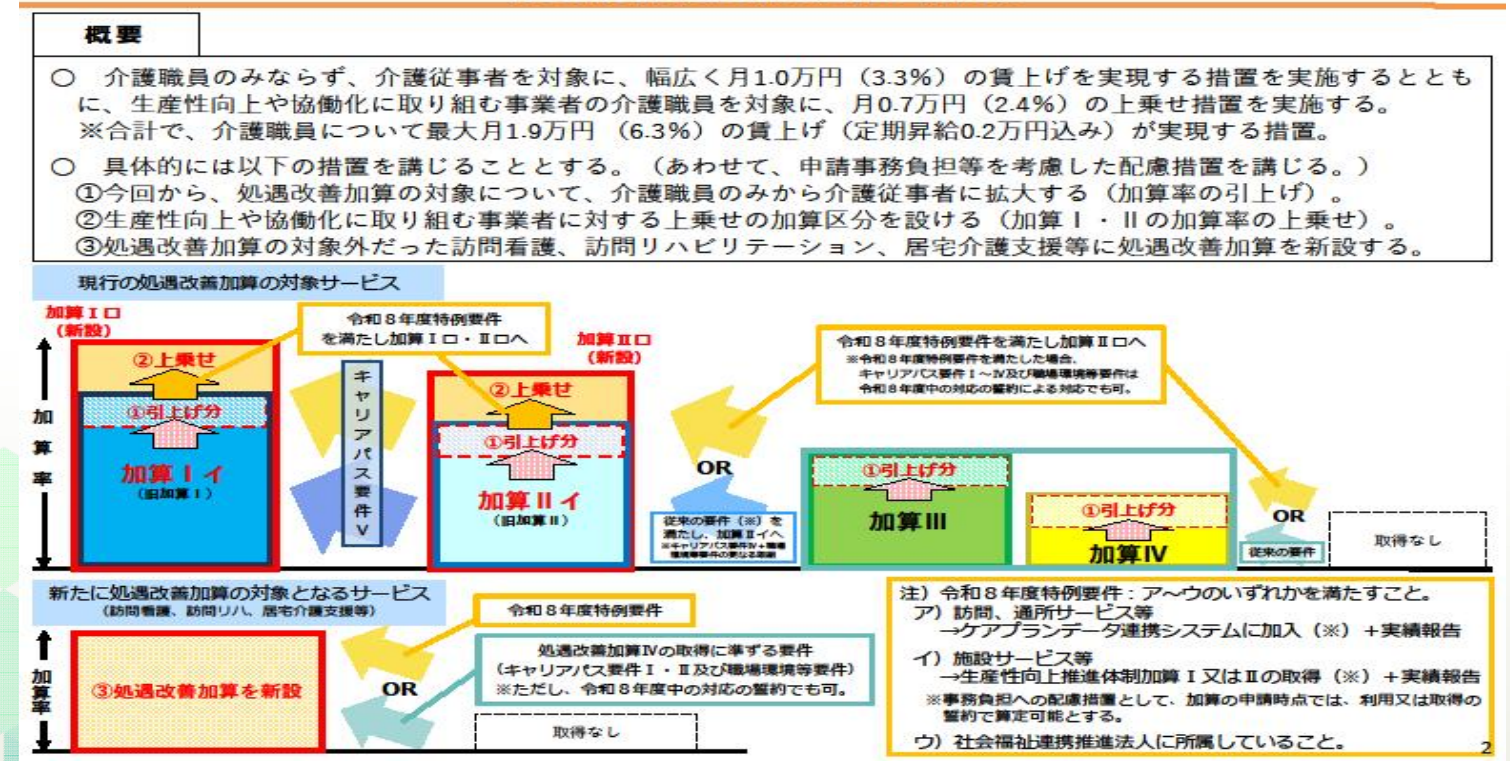

介護職員等処遇改善加算の拡充②

介護職員等処遇改善加算の拡充②

加算率

サービス区分	介護職員等処遇改善加算					
	Ⅰ		Ⅱ		Ⅲ	Ⅳ
	Ⅰイ	Ⅰロ	Ⅱイ	Ⅱロ		
訪問介護	27.0%	28.7%	24.9%	26.6%	20.7%	17.0%
夜間対応型訪問介護・定期巡回・随時対応型訪問介護看護	26.7%	27.8%	24.6%	25.7%	20.4%	16.7%
訪問入浴介護★	12.2%	13.3%	11.6%	12.7%	10.1%	8.5%
通所介護	11.1%	12.0%	10.9%	11.8%	9.9%	8.3%
地域密着型通所介護	11.7%	12.7%	11.5%	12.5%	10.5%	8.9%
通所リハビリテーション★	10.3%	11.1%	10.0%	10.8%	8.3%	7.0%
特定施設入居者生活介護★・地域密着型特定施設入居者生活介護	14.8%	15.9%	14.2%	15.3%	13.0%	10.8%
認知症対応型通所介護★	21.6%	23.6%	20.9%	22.9%	18.5%	15.7%
小規模多機能型居宅介護★	17.1%	18.6%	16.8%	18.3%	15.6%	12.8%
看護小規模多機能型居宅介護	16.8%	17.7%	16.5%	17.4%	15.3%	12.5%
認知症対応型共同生活介護★	21.0%	22.8%	20.2%	22.0%	17.9%	14.9%
介護老人福祉施設・地域密着型介護老人福祉施設・短期入所生活介護★	16.3%	17.6%	15.9%	17.2%	13.6%	11.3%
介護老人保健施設・短期入所療養介護 （介護老人保健施設）★	9.0%	9.7%	8.6%	9.3%	6.9%	5.9%
介護医療院・短期入所療養介護 （介護医療院）★・短期入所療養介護（病院等）★	6.2%	6.6%	5.8%	6.2%	4.7%	4.0%

サービス区分	介護職員等処遇改善加算（新設）
訪問看護★	1.8%
訪問リハビリテーション★	1.5%
居宅介護支援・介護予防支援	2.1%

※介護職員等処遇改善加算を除く加減算後の総報酬単位数に上記の加算率を乗じる。加算率はサービス毎の常勤換算の職員数に基づき設定。
※介護予防についても同様の措置を講ずる場合には★を付記

介護職員等処遇改善加算について

以下からご確認くださるようお願いします。

介護職員等処遇改善加算について―市ホームページ

居宅介護支援事業所の管理者について

＜経過措置の期間＞

令和３年（2021年）3月末時点で主任介護支援専門員以外の者が管理者である場合、特例として主任介護支援専門員以外でも管理者を続けることが可能。

⇓

令和９年（2027年）3月31日まで

令和９年（2027年）４月1日以降の管理者
主任介護支援専門員（必須）

根拠：弘前市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例
附則第２項及び第３項

市の指定を受けた介護予防支援について

令和６年４月より、居宅介護支援事業者も市町村からの指定を受けて介護予防支援を実施可能となっております。その際、以下についてご留意ください。

①市に「居宅サービス計画作成依頼（変更）届出書」を届出

⇓

利用者の居住地の地域包括支援センターに要連絡

②必要に応じて、地域包括支援センターに助言を求めることが可能

視聴後の回答期限

回答期限

令和８年５月18日（月）
～６月５日（金）

該当するサービスの資料をすべて視聴してから、
「受講状況の回答について」に従って、回答をお願いします。